

平成19年4月2日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成19年（2007年）能登半島地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について

1. 平成19年3月25日に発生した平成19年（2007年）能登半島地震について、石川県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当都道府県	支援法適用日	支援法適用基準
【石川県】 県内全域	3月25日	第1条第3号

注 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号による。

（解説）

第3号 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）
菊地、仲島

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）